



2009年5月15日

各 位

会 社 名 伊藤忠商事株式会社  
代表者名 取締役社長 小林 栄三  
(コード番号 8001 東証第一部)  
問合せ先 広報部長 中山 勇  
(TEL. 03-3497-7291)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

伊藤忠商事株式会社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」を平成21年6月24日開催予定の当社第85回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第66号)の施行により「証券取引法」(昭和23年法律第25号)が「金融商品取引法」に改定されたこと等に伴い、同法の定める「金融商品取引業」に「商品投資販売業」、「証券業」、「証券投資顧問業」及び「信託受益権販売業」が含まれることとなったため、現行定款第2条(目的)を変更するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は振替制度に一斉移行(株券電子化)されました。これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため付則を設けるものであります。
- (3) 株券電子化を機に、当社株式の買取及び買増に関する手数料を無料化しました。これに伴い、現行定款第13条(株式取扱規則)につき所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

現行定款と変更案の対比は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条 (目的) 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. ～17. (省 略) 18. <u>商品投資販売業および商品投資顧問業</u> 19. <u>証券業および証券投資顧問業</u> 20. <u>信託受益権販売業ならびに信託受益権の保有、売買および運用</u> 21. ～29. (省 略)</p> <p>第3条～第6条 (省 略)</p> <p><u>第7条 (株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (省 略)</p> <p>第9条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、1,000株とする。 ②当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>第10条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. ～3. (省 略)</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>第12条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③当社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</p>	<p>第2条 (目的) 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. ～17. (現行通り) 18. 商品投資顧問業 19. <u>金融商品取引法に規定する金融商品取引業</u> 20. 信託受益権の保有、売買および運用 21. ～29. (現行通り)</p> <p>第3条～第6条 (現行通り)</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条 (現行通り)</p> <p>第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、1,000株とする。  (削 除)</p> <p>第9条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. ～3. (現行通り)</p> <p>第10条 (現行通り)</p> <p>第11条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 13 条 (株式取扱規則)            当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 14 条～第 36 条 (省 略)            (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 12 条 (株式取扱規則)            当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 13 条～第 35 条 (現行通り)            (付 則)</p> <p>第 36 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 37 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>

以 上